



宮 崎 県 公 報

令和6年10月15日（火曜日） 第 552 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○公金の収納に関する事務の委託……………（こども家庭課） 1	
○保安林の指定予定……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定予定の通知（2件）……………（ “ ” ） 1	
公 告	

○家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験の合格者……………（家畜防疫対策課） 2	
○土地改良区の役員の就退任の届出（2件）……………（農村整備課） 2	
○土地改良区の定款変更の認可……………（ “ ” ） 3	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………（ “ ” ） 3	
○土地改良区の設定の認可……………（ “ ” ） 3	
○県営土地改良事業計画の変更……………（ “ ” ） 4	
○落札者等の公告…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 550号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和6年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
弁護士法人一番町総合法律事務所	東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等宮崎県母子父子寡婦福祉資金貸付金における未収金
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和6年10月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年10月1日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

宮崎県告示第 551号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字安者3185-1、3191-1、3197、3198、3200、3202-1、3203、3205、3205-1、3208、3210、3214-1、3215-1、3216-1
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 552号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町4383（次の図に示す部分に限る。）、4376、4377、4379-イ、4382、4384-1、4400-1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
安久町4379-イ・4382・4383・4400-1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 553号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市宮長町 107-73から 107-75まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

令和6年8月1日から9月6日まで開催した家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和6年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、五十鈴土地改良区（門川町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	白 木 康	東臼杵郡門川町大字門川尾末3743番地
理 事	松 本 邦 彦	東臼杵郡門川町大字川内6349番地1
理 事	岩 切 栄 二	東臼杵郡門川町大字川内7686番地
理 事	金 丸 誠	東臼杵郡門川町大字門川尾末5131番地1
理 事	米 良 龍 雄	東臼杵郡門川町大字門川尾末5470番地3

理 事	安 田 敏 明	東臼杵郡門川町大字門川尾末2810番地
理 事	米 良 静 雄	東臼杵郡門川町大字門川尾末3884番地
理 事	峰 八 郎	東臼杵郡門川町大字川内6807番地2
理 事	江 川 俊 郎	東臼杵郡門川町大字川内6953番地
監 事	太 田 民 雄	東臼杵郡門川町大字門川尾末20番地2
監 事	山 口 浩 幸	東臼杵郡門川町南町5丁目38番地

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	米 良 成 志	東臼杵郡門川町大字門川尾末3873番地1
理 事	松 本 邦 彦	東臼杵郡門川町大字川内6349番地1
理 事	小 野 徹 雄	東臼杵郡門川町大字門川尾末5600番地
理 事	金 丸 直 利	東臼杵郡門川町大字門川尾末2810番地
理 事	吉 村 繁 広	東臼杵郡門川町大字門川尾末2601番地
理 事	米 良 静 雄	東臼杵郡門川町大字門川尾末3884番地
理 事	峰 学 夫	東臼杵郡門川町大字川内6976番地1
理 事	柴 田 宗 人	東臼杵郡門川町大字川内6906番地
理 事	岩 切 栄 二	東臼杵郡門川町大字川内7686番地
監 事	太 田 民 雄	東臼杵郡門川町大字門川尾末20番地2
監 事	安 田 正 光	東臼杵郡門川町宮ヶ原1丁目 172番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により

、三田井土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	興 梶 秀 幸	西臼杵郡高千穂町大字三田井1713番地
理 事	佐 藤 利 徳	西臼杵郡高千穂町大字三田井3940番地
理 事	後 藤 豊 和	西臼杵郡高千穂町大字三田井2771番地
理 事	田 尻 寿 稔	西臼杵郡高千穂町大字三田井4349番地
理 事	興 梶 道 俊	西臼杵郡高千穂町大字三田井 254番地
理 事	甲 斐 秀 則	西臼杵郡高千穂町大字三田井3650番地
理 事	甲 斐 新 二	西臼杵郡高千穂町大字三田井2970番地
監 事	佐 藤 睦 夫	西臼杵郡高千穂町大字三田井4226番地
監 事	権 藤 正 和	西臼杵郡高千穂町大字三田井2480番地
監 事	戸 高 和 光	西臼杵郡高千穂町大字三田井4352番地

（任期：令和9年9月4日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	興 梶 秀 幸	西臼杵郡高千穂町大字三田井1713番地
理 事	甲 斐 光 邦	西臼杵郡高千穂町大字三田井4348番地1
理 事	増 田 慶 一	西臼杵郡高千穂町大字三田井3643番地
理 事	佐 藤 実 雄	西臼杵郡高千穂町大字三田井2720番地

理 事	佐 藤 利 徳	西臼杵郡高千穂町大字三田井3940番地
理 事	後 藤 豊 和	西臼杵郡高千穂町大字三田井2771番地
理 事	田 崎 秋 俊	西臼杵郡高千穂町大字三田井 733番地10
監 事	田 尻 寿 稔	西臼杵郡高千穂町大字三田井4349番地
監 事	佐 藤 睦 夫	西臼杵郡高千穂町大字三田井4226番地
監 事	権 藤 正 和	西臼杵郡高千穂町大字三田井2480番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）から令和6年9月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和6年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の2第1項の規定により、木森井堰頭土地改良区（国富町）から令和6年5月16日付けで申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。

令和6年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 管理規程の名称
木森井堰頭首工管理規程
- 2 認可年月日
令和6年10月4日
- 3 管理規程の概要
第1章 総則
第2章 取水、放流およびゲートの操作に関する事項
第1節 水位
第2節 取水
第3節 放流およびゲート操作
第3章 点検および整備に関する事項
第4章 緊急事態における措置に関する事項
第1節 洪水
第2節 かんばつ
第5章 雑則
附則

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、上野地区県営土地改良事業（高千穂町、県営中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 6 年 10 月 15 日から令和 6 年 11 月 13 日まで

3 縦覧場所

高千穂町役場農地整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 15 日

宮崎県総合農業試験場長 松 田 義 信

1 落札に係る調達物件及び予定使用電力量

宮崎県総合農業試験場で使用する電気 1,909,000 kWh

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂
5805番地

3 落札者を決定した日

令和 6 年 8 月 20 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 F P S 東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号

5 落札金額

37,305,790円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 6 年 7 月 11 日